

議提第3号

インボイス制度の実施延期を求める意見書

会議規則第14条の規定により、インボイス制度の実施延期を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

インボイス制度の実施延期を求める意見書

コロナ禍が暮らしと営業の状況を深刻化させ、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の悪化を招いています。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められています。10月からのインボイス制度の実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税業者が取引から排除される恐れがあります。インボイス導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランスなどを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながりかねません。影響を受けるのは事業者だけでなく、太陽光パネルを設置して売電している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。

インボイス制度導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟などの団体が、現状のまま実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。私たちは、住民の暮らし、地域経済に深刻な打撃となるインボイス制度の延期を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣